

●●● 女性の権利 110 番

来年4月導入「離婚時の年金分割制度」見据えた相談も

● 4時間で合計67本の電話相談

例年、全国各地の弁護士会は、日弁連の要請を受け、「女性の権利110番」を実施している。今年も東京三弁護士会は共同して6月24日に実施した。

実施時間は午前10時から午後2時までであったが、その間、6本の電話が常にふさがっているような盛況ぶりで、合計67本にのぼる相談が寄せられた。相談内容は、一般的な婚姻・離婚相談が最も多く30件、男女関係2件、DV13件、セクハラ3件、ストーカー4件、職場関係7件、近隣の迷惑行為3件、その他5件であった。

● 個々のケースに応じてアドバイス

一般的な婚姻・離婚相談では、例年どおり、別居中の婚姻費用分担や、離婚した場合の財産分与、慰謝料、養育費、親権に関する相談がその大半を占めた。また、今年の特徴として、2007年4月から離婚時の年金分割制度が導入されることを反映し、年金をもらいたいが来年まで待った方がいいか、年金はいくらもらえるかといった質問も数件あった点が印象的であった。

DV相談では、夫からの暴力が最も多く11件、父親からの暴力が1件であり、中には友人や母親、娘など被害者以外からの相談もあった。セクハラ相談では、職場の同僚・上司によるセクハラのほか、宗教家の信者に対するセクハラが多発しているとの相談も寄せられた。ストーカー相談は、いずれも以前は親しかった人からつきまとわれたり、嫌がらせを受けているというものであり、中には盗聴器を仕掛けられているという深刻なものもあった。また、警察に相談したが対応が不十分だったというものも多く、警察の対応は以前に比べよくなったともいわれているが、依然としてうまく機能していない実態がうかがえた。



「女性の権利110番」電話相談風景

職場関係の相談では、会社に行ったら突然もう来なくていいと言われたなど、正当な理由なく、解雇や雇い止め、労働条件の不利益変更などがなされたケースが多かった。近隣の迷惑行為に関する相談は、必ずしも女性の権利とはいえなくても、生活に深く関わる問題であり、かつ、適切な相談先がないことから、深刻な悩みであることには変わりがない。個々のケースに応じて、法的解決が可能なものには、弁護士を介した解決などのアドバイスを行った。

● さまざまな悩み、一括りにできない難しさ

「女性の権利110番」といっても、さまざまな悩み・相談があり、なかなか一括りにできない難しさがある。本人にとって深刻な問題でも、法的な解決が困難なものも多く、相談担当者が頭を悩ませることも少なくないが、十分に本人の話を聞き、個々のケースに応じたアドバイスを行うよう心がけている。

(両性の平等に関する委員会副委員長 中川 明子)